

新入生の皆さんへ 愛知県高等学校等奨学金の御案内

愛知県では、高等学校等の生徒の修学を支援するため、奨学金の貸与を行っており、多くの生徒が奨学金制度を利用して勉学に努めています。
奨学金の貸与を希望される方は、5月中旬までに学校に申し出てください。

1 申し込みの方法

申請書類を在学している学校から受け取り、学校へ提出してください。

※ 奨学金の予約決定を受けた方も、同様に必要書類を受け取って、学校へ提出してください。

2 奨学金の概要

(1) 貸与月額及び返還期間

区 分		貸付月額	返還期間	左記と選択できる貸付月額	返還期間
国公立校	自 宅 通 学	1 8， 0 0 0円	1 0 年	1 1， 0 0 0 円	6 年
	自宅外通学	2 3， 0 0 0 円			
私 立 校	自 宅 通 学	3 0， 0 0 0 円	1 2 年		
	自宅外通学	3 5， 0 0 0 円			

(2) 返 還

卒業後（又は退学や転学などで在学しなくなった後）半年後から貸与月額に応じた返還期間で返還（原則、月賦・半年賦・年賦のいずれかによる均等返還）

3 貸付の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

(1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程に在学の方

(2) 経済的要件（次の(ア)又は(イ)に該当することが必要です。）

(ア) 中学3年生時に高等学校等奨学金の貸与予約決定を受けた方

(イ) 親権者等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）の合計額から一定額控除(*)後の額が、230万円以下の方（前年に貸与予約申請をされ不採用となった方も、(イ)を満たしていれば採用される可能性がありますので、貸付けを希望する場合は申請してください。）

*親権者等の扶養親族のうち、令和8年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万円、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

4 問合せ先

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ（電話 052-954-6785(ダイヤルイン)）